

発議案第 1 号

泉川洋二議員に対する問責決議

上記議案を提出します。

令和8年9月3日

鎌ケ谷市議会議員

提 出 者	土 屋 裕 彦
賛 成 者	勝 又 勝
	小 易 和 彦
	河 内 一 朗
	中 村 潤 一
	葛 山 繁 隆
	寺 本 真 理
	富 田 信 恵
	徳 野 涼
	水 町 元 大

賛 成 者	森 谷 宏
	津久井 清 氏
	佐 藤 剛
	宗 川 洋 一
	後 関 俊 一
	矢 崎 悟
	伊 福 幸 一
	松 原 美 子
	山 中 優 宏

提案理由

令和8年8月千葉豪雨に際し、泉川洋二議員は、大規模災害時に市議会議員の取るべき行動を定めた「鎌ケ谷市議会大規模災害対応行動マニュアル」に反し、議員個人として災害対策本部へ要望を行うとともに、市民に対し事実と異なる内容を記載したチラシを配布した。

このような事態を受け、当該議員に対し議長から口頭で厳重注意を行うなど、是正を求めたにもかかわらず、その数日後に再度、電話や口頭で複数回にわたり申入れなどを行った。

これらの行為により、市民に誤解や混乱を生じさせるとともに、災害対策本部等による災害対応に支障を来す状況を生じさせたことは、本市議会として看過できないものである。

よって、本市議会は、泉川洋二議員に対し、猛省を促すとともに、市議会議員としてしかるべき責任を強く問うため問責決議を提案するものである。

泉川洋二議員に対する問責決議

令和8年8月千葉豪雨に際し、泉川洋二議員は、大規模災害時に議員のとりべき行動を定めた「鎌ケ谷市議会大規模災害対応行動マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に反し、議員個人として災害対策本部へ要望を行うとともに、市民に対し事実と異なる内容を記載したチラシを配布した。

本市議会のマニュアルにおける基本方針においては、「災害対策本部が災害対応に全力で専念し、応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な協力、支援を行う」と定めているほか、災害時の市議会の対応については、行政と市議会との情報伝達等を一元化し、災害対策本部の活動を妨げることなく、迅速かつ円滑に災害対応を行うため「災害情報の確認や災害対策本部への要望、提言等は、議員個人や会派としては行わず、議会として行うもの」と明確に定めているが、当該議員の行為は、本市議会が定めたマニュアルに明白に反するものであった。

また、今回の豪雨により市民生活にも大きな影響が生じている中で、市民に対し事実と異なる内容を記載したチラシを配布したことについても、チラシを見た市民からの複数の問い合わせが災害対策本部に寄せられ、災害対応に加えて新たな対応を余儀なくされるなど、市民に誤解や混乱を生じさせるとともに、災害対策本部による災害対応に支障を来す状況を生じさせる事態を招いたことは極めて不適切な行為であった。

このような事態を受け、当該議員に対し議長から口頭で嚴重注意を行い、執行部からも口頭で嚴重な抗議がなされた後、市長からも市の災害対応に支障を来す状況が発生している旨の文書が市議会議長宛てに送付された。

しかしながら、その数日後に災害ボランティアセンターの開設等の業務に当たっていた鎌ケ谷市社会福祉協議会に対し、電話や口頭で複数回にわたり申入れなどを行い、その後、鎌ケ谷市社会福祉協議会会長からも災害対応に支障を来す状況が発生している旨の文書が市議会議長宛てに送付された。

なお、当該議員においては、令和5年9月にも議長を通じた調査依頼の手続きを経ることなく、外部の複数の機関へ直接連絡し、調査訪問を実施しようとしたことから、議長から嚴重注意を受けている。

よって、本市議会は、本件を厳粛に受け止め、ここに泉川洋二議員に対して、猛省を促すとともに、市議会議員としてしかるべき責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和8年9月3日

千葉県鎌ケ谷市議会